

平成22年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成22年6月29日
新宿区議会

辻山座長 それでは時間ですので始めたいと思います。

久保委員は15分ほどおくれるという連絡が入っております。

聞くところによると、きょうはサッカーの試合があるんだというようなことがありますので、私としてもなるべく早く帰って、順調に着きたいなど。

きょうは次第を見ていただくとわかるように、前回、条例骨子案の少し修正の議論をいたしましたので、それとパブリック・コメントに向けての広報の原稿等について確認をしていく作業と、それから今度は素案の策定に向けて骨子案をさらに議論していくということ、その他の項目があれば、それも議論するというのが2つ目。3つ目は地域懇談会の開催について、その段取りを相談したいということでございます。

それでは、検討会議事務局から配付資料の説明を。

事務局 大変恐縮ですが座って御説明させていただきます。

それでは、次第をめぐっていただきまして、資料1が条例骨子案検討作業チーム担当表になっております。後ほど地域懇談会の担当分けをするときに使っていただきます。

続きまして、資料2が自治基本条例制定に当たってのパブリック・コメントの資料になっております。こちらのほうは、前回の検討連絡会議の議論を踏まえて修正させていただきました。

続きまして、資料3が広報しんじゅくの原稿になっております。表題は「4月5日」と書いてありますけれども、こちらのほうが7月15日号になります。内容について、タイトル含めまして後ほど御検討いただきます。

続きまして、資料4が広報のタイトル案ということで、それぞれご意見をいただいたものと、今まで使ってきた名称を案として提示させていただいております。後ほど広報のタイトル名を決めていただきます。

続きまして、資料5が（仮称）新宿区自治基本条例骨子案（補足説明付）になっております。こちらのほうは、前回の議論を踏まえて何度も修正させていただいております。その他修正箇所もございますので、後ほど事務局から御説明させていただきます。

続きまして、資料6が条例に盛り込むべき事項（議会案）、条例の見直しになります。新たに議会案の提示がございましたので、後ほど御報告いただきます。

資料7が条例に盛り込むべき事項、三者案比較表になっております。前回の資料から資料6で示された議会案を反映させた形で、改めて資料として配付させていただいております。

続きまして、資料8が地域懇談会のチラシ案になっております。タイトルのところは空欄になっておりますけれども、チラシの内容とあわせてタイトル名を御検討いただきます。

続きまして、資料9が条例に盛り込むべき事項三者案検討課題及び決定事項になっております。前回の議論を踏まえてこちらの資料を更新しておりますので、改めてお配りさせていただいております。

そして、最後に資料10が検討連絡会議の開催概要ということで、前々回、第33回の開催概要になっております。内容につきましては未定稿になっておりますので、今後、校正の上、修正されることがございますので御了承ください。

本日の配付資料は以上のとおりです。

辻山座長 ありがとうございます。

資料についてはよろしいですね。

それでは、早速、第1の議題に入っていこうと思いますが、第1の議題は条例骨子案及びパブリック・コメントについて。これは資料2及び資料5について、事務局から修正内容を。

事務局 それでは、事務局から修正内容について御報告させていただきます。

資料2は、前回の議論を踏まえて修正した形になっておりますが、資料5を使って内容の修正につきましては御確認させていただきたいと思っております。

まず1ページ目をお開きください。

これは、前回の検討連絡会議では議論されておりませんでしたけれども、それぞれ条例の目的の以下の下の（1）のところなんですけれども、「骨子案に盛り込むべき事項」という表記がされていたんですが、現在こちらの内容につきましては「骨子案」ということになっておりますので、「盛り込むべき事項」を削除して「骨子案」という形にさせていただきました。

それでは、ページをめぐっていただきまして、11ページをお開きください。

でみたということ。それからもう一つは、きょうこの場で1の目的のところ、「この条例は、本条例で定める」というふうには書き換えたらどうかということ、区民の代表機関についての解説を追加したいと、こういう提案でございました。どうでしょうか。

いいですかね。なければ先へ進みたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、次は資料3の広報原稿、それから広報タイトル案についての説明を受けたいと思います。事務局をお願いします。

事務局 それでは、お配りしている資料3をごらんください。

こちらの上下部分は別にしまして、中身については現在考えている広報原稿になっております。

以前お話しさせていただいたとおり、タイトルの部分とサブタイトルの部分、ここににつきましては、本日示した案を参考にしていただいて、検討連絡会議で決定するということになっております。

それから、括弧書きでくくられた部分なんです、こちらのほうも文字を大きくするというところで、その行幅分を使った文字に、実際の原稿では修正されることとなります。また、右側の列の下段になりますが、開催日程表ということで、ここには地域懇談会を開催する日程につきましては、表で組んでこの中に入れたいと思っております。

それでは、資料4のほうをごらんください。

資料4、タイトル案のところの現行案ということで、こちらが前回事務局のほうから考えているものを示させていただいたものですが、それ以降、皆さんからの御意見また、これまでこの自治基本条例制定に向けた取り組みの中で使われているもの、また他のパブリック・コメント実施のときに使われているものを、案として提示させていただいております。

案1につきましては、区民代表委員からいただいた意見になっております。

案2につきましては、これまで条例制定で定めているパブリック・コメントのときに利用しているタイトルとして、制定に向けて御意見をお寄せくださいといったような形で使われているものが多かったので、案として提示させていただきました。

案3が「みんなで考えよう！新宿区の未来（あした）」ということですが、これは区民討議会のときのタイトルになっております。ただし、区民討議会のときには、「あした」というところが平仮名で表記させていただいておりますけれども、もともと原案は漢字を使いたいということでしたけれども、電算打出の案内通知のほうに記載するという関係上、ルビが振れないということで、平仮名であしたといった経緯がございます。

案4につきましては、中間報告会のときに使わせていただいたタイトル名称になっております。

案5が、議会委員からご提案いただいた案になっております。

以上、タイトル案を参考にしていただきながら、広報のほうの原稿もタイトルを決めていただければと思っております。

事務局からは以上です。

辻山座長 ありがとうございました。

これはタイトルとサブタイトルと、それぞれ決めるということ。（「そういうことでございます」と呼ぶ者あり）そういうこと。

では、御意見伺いましょう。これはまさに好き嫌い、好き好きの問題なものでね。

ちょっとこれは案1が、今そこで話題になったんだけど、「きほんのき」はどういう……。 （その他発言する者多し）基本は基本条例の基本で、後ろの「き」はもしかすると、ツリーみたいなイメージ。

大友委員 ツリーのイメージでしょうね。その一番最初の1番のタイトルの。

辻山座長 なるほど、なるほど。そうですね。

大友委員 一般にも、何か「きほんのき」というような言い方をすることが、とどの最初が（「イロハのイ」と呼ぶ者あり）イロハのイというような形で、最近そういうような言い方をされているわけで、だから「きほんのき」と書いたんですけども。

辻山座長 何だろうと思わせるだけでも、大した効果だと思いますけれどもね。

どうぞ。

久保委員 3案の「みんなで考えよう！新宿区の未来（あした）」というゴシックを載せて、その下の副題はもう書かない、こういうごちゃごちゃ書かないで、4案と5案にある「御意見をお寄せください」と、これの2つミックスしたのが私はいいいと思います。

辻山座長 なるほど。3案のタイトルに5案のサブタイトルを、という意見ですね。
ほかは。

土屋委員 そうしたら、3案と5案を合わせて「みんなでつくろう！新宿区の未来（あした）」、考えようではなくて、つくろうということ。

辻山座長 では、そうしましょう。「みんなでつくろう！新宿区の未来（あした）」。（「御意見をお寄せください」と呼ぶ者あり）御意見をお寄せくださいと。これでいいかな。（「はい」と呼ぶ者あり）

あと、後ろのほうの括弧は入れてくれるんだよね、開催日程表とか。これはいいんでしょう、そちらで入れてくれる。それでは、これはこれで終わりということにしましょう。

そうすると、いよいよ骨子案の段階を超えて、素案づくりということになりますけれども、現時点での課題を一応整理して、そして新たな論点、その他があれば検討するということです。

最初は、区民の定義ということをやろうと思いますけれども、これは議会のほうでお持ち帰りになっているということですね。その後、何か区民の定義について議論されましたか。

根本委員 前提としては、これから動くみたいな話だったんですが、会派として持ち帰るという仮押さえということで、まだ進んでいないんです。

辻山座長 これはあれですか、「区民とは」で何々に加えて、この人たちも……。

根本委員 字句にということで、提案したんです。何々に、何とか何とかと加えるということにして持ち帰って、もうしばらくかかるんですね、持ち帰ってね。ということで、最後の最後までに、全部並べていろいろなところで調整というところあたりで拾っていただければ。

辻山座長 はい。では、そういうことにいたしましょう。

次は、その他の用語ということですが、現在区民と区長等が定義のところが上がっているわけですね。協働については、今後定義するということにされているんだと。その他定義すべき用語についてあれば、ここで挙げておいていただきたいということです。

定義で今やっているのは、区民と区長等、協働は既に骨子案の中で言葉を使ったんですけど、1カ所。とすれば、やはり説明は必要かなということでしょうかね。

それからどうですか。最初に見た骨子案をばらばらと見ながら（「公共サービス」と呼ぶ者あり）公共サービスか……。これは地域自治区は単語としてはこれでいくということで落ち着いているわけですかね。地方自治法上にも地域自治区というのがありますけれども、それとはもう、ほうっておいて。それはだから、定義のところに書く必要があるということだね、そうだね。

あとはどうですかね。

区長等は区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員並びにそれらの職員を言う。どうぞ。

加賀美委員 「区長等」というところのお話があったんですが、そもそもこの区長等というのが、この骨子案の1ページ目のところに「区長等」とありますけれども、骨子案の2行目。「区民、区議会、区長等の役割」と書いてありますが、それ以降のところでは区長等というのはいりませんよ。ですから、この骨子案のところ、解説のところ、この「区長等」の解説をすればよろしいのではないかなという気がするのと同時に、そもそも4ページのところ書いてある「区長等」ですけれども、「区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員並びにそれらの職員」というのは、これはすごく表現とすると不正確な表現なので……

辻山座長 そうだね。

加賀美委員 ええ。ですから、ここで文言整理をする必要があろうかなと思うんですね。

そもそも、職員は教育委員会事務局の職員であり、選挙管理委員会事務局の職員であり、監査

事務局の職員なんですよ。それぞれの行政委員自身をこの条例の適用を受けないわけですよ、教育委員とか監査委員、選挙管理委員とか、ですから、職員ということであればそれぞれ事務局をつけないと記述としては不正確になりますね。

それからもう一つ、行政機関の定義が必要なのではないかという気がするんですが、行政機関とは何なのか。

辻山座長 区の行政機関ね。

加賀美委員 そうそう、区の行政機関。そこら辺はちょっと整理していく必要があるかなというふうに思います。

辻山座長 そうすると、今のところもちょうと整理がつくかもしれませんね、区長のところ。

これは多分、骨子案のチームで文章をつくらなければいけないと思うんだけど、今の加賀美さんがおっしゃったのをちょっと確認させてほしいんだけど、「区長等」というのは、区長とその職員それから行政委員会及び監査委員事務局の職員、行政委員会の職員というふうな整理というわけですね。そうすると、行政委員会自身は、区の行政機関というところに……。

加賀美委員 例えば選挙管理委員会あるいは教育委員会というのは、それぞれ教育委員とか選挙管理委員というんですけれども、それらの行政委員に対して、行政委員会の委員に対しても、この条例が適用されるのかどうかというところを議論しないと。

辻山座長 そうですね。

少なくとも独立行政機関としての行政委員会は、区の行政機関には入れていない、この表現だと明らかに入れていない。総合的な計画に基づいてとか、いろいろなことを書いていますのでね。したがって、この基本条例の中では、まず行政委員会というのがどこに位置づいているか、及びそれを構成している委員に対して、例えば職員の役割と責務みたいなものがかぶっていくということになるのかどうか、その整理が必要ですね。

ここでやっても多分、これだけは本当にたたき台がないと議論しようがないという感じがしますね。

久保委員 今、加賀美君が言われた御意見の結論としては、「区長等」という定義自身は条例の中には盛り込まないと、あくまで注釈の中でやりましょうということになるんですか。

辻山座長 恐らく行政委員会の職員とか、あるいは行政委員会の委員あるいは行政委員会という機関そのものについて、きちっと整理ができれば、区長等というだけの定義は要らなくなるのではないかという予感がしているんですけども。

久保委員 意見なんですけども、やはり正式な定義を「区長等」の中に行政委員会を入れるべきではないと思っています。あくまでも戦後憲法のもとで、実際の長とは全く独立した形で、分権という形で行政委員会がつけられた経過を見た場合に、長の中にも、長の等の中に行政委員会が入っているということは、いかにも、やはり長の本当に一部でしかないという見方がされます。そういう意味では、説明の中で便宜上、長と言ったけれども、こういうのも入っているんですけどいいんですよ。定義の中で入れると、行政委員会の戦後の格付というのが消えてしまう。特に最近の自治法改正の中で、教育委員会の提言は相当区長のほうに落とされています。こういう、僕はある意味では逆行だと思うけれども、そういうことを認めてしまうような形が生まれるのではないかと思うので、定義ではすべきではないということは大賛成です。

辻山座長 それは私も賛成です。やはり独立性ということは、きちっと尊重していかなければいけない。ただ、そうすると、個別の骨子案の中で、数カ所において「区の行政機関は」と言っているところを「区長及び区の行政委員会委員は」というふう書き換えなければいけないところが出てくるような気がします。全部を一律に書き換えるわけにはいかないけれども、その区分けが必要かなというふうに……。

久保委員 今座長が言われたように、多少長くなっても書き換えることのほうが正しいだと思います。

辻山座長 そうかかもしれませんね。

例えば「情報公開・個人情報保護」のところは、「区の行政機関及び議会は」と言ってしまうだけだけでも、その行政機関に独立行政委員会及び監査委員等を入れるかどうかによっては書き上げておかないと、行政委員会は情報公開の対象にならないというふうには、現実の情報公開条例は、実施機関に入っているでしょう。（「入っている」と呼ぶ者あり）入っているんだよね。とすると、それを排除してしまうので、ちょっと整合性がとれない。

そうすると、そこを区長部局の長としての区長というふうにして、区長及び行政委員会委員...、そうか。「区長、行政委員会委員及び議会は」というような.....。

木全委員 説明のところでは、下からの1ページの4行目のところで、「ここで、区長等とは、区長、行政委員会とその職員を指しています。」というふうに、下から4行目に.....

辻山座長 入れているんだね。

木全委員 はい。一応入れて.....

辻山座長 委員会という機関も、その職員も「等」に入れた。

木全委員 「等」に入れたと。ここで解説しているのだから、用語の定義では改めて入れる必要はないのかなど。

辻山座長 その「等」の説明の仕方では、行政委員会の独立性を侵すだろうというのが、今出た意見なので、それをどうするかですよ。

あざみ委員 1ページのところはそれでいいんでしょうけれども、実際の役割を書いた11ページ、10ページ、11ページのところでは、では区長等の行政委員とその職員というのがあらわされているかということ、あらわされていないというお話でしたよね。「区の行政機関は」というのには、行政委員は入らないというような、さっきおっしゃいませでしたか。入っているんですか。（「ちょっと今考え中ですよ」と呼ぶ者あり）

だから、1ページで言っているのは、この条例は区民と区議会と、いろいろな人の役割を明記するんだと。では、それを実際明記しているのは、その後のほうですよ。区民と議会と区長と。だから、そこに「行政委員会」という言葉が出てきていないから、どうするんですか。行政機関に含むか含まないかというのは、考え中というのはどういう意味なんですか。見なしていいのかなど。

木全委員 自己矛盾してしまうといけなくて考え中と言ったんです。基本的には、行政委員会も含めて、やはり行政委員会も、そこに勤める職員も、基本なことでは一緒に考えていいというふうには思っているんですけども、今ちょっと「独立性」という言葉に話が及んだので、果たしてそういう整合性がとれているのかなどをちょっと考えなくてはいけないかなというふうには思っているんですけども、基本的には、例えばいわゆる教育委員会にしても何にしても、例えばここに書かれている「区民ニーズの的確な把握に努め」というのは、同じ自治を進めていく上では必要な視点なのかなというふうには思っていますので、教育委員だからといって、やらなければいけないというふうには書いたとしても、独立性に対してくちばしを挟むというか、差し出がましいことを申し上げているというふうにはならないのかなど、ちょっともう一度考えてみよう。

久保委員 私は、行政委員会の独立性の問題は、あくまでも条文の中にきちっと入れてはいけない性格のもので、僕は注釈とか説明の中で区長等の中に入っているのもいいと思っている立場で言っているんですが、注釈とか説明というのは便宜的なもので、そして注釈の説明は、後でどういふふうにも直すことは可能です。条文の中で定義として入れてしまったら、それを直すことは大変だし、もろにその批判を受けたときに大変なんですね。説明の中なら幾らでもごまかせるというわけではないけれども、どうにでも説明は説明つくんですよ。

だから、僕が説明の中でなら構わないし、そうでしなかったら、この問題をやるんだとしたら、またあと3カ月ぐらいかかってしまうのではないですか。行政委員会の独立性云々をきちっと議

論し出したら大変な時間がかかりますよ。だから、私はこの時期では説明の中でなら構わないだろうと言っているんです。

辻山座長 今、見てみたら、区の行政機関の中に行政委員会を入れることは何ら問題がない。ただし、区の行政委員会に監査委員を入れるのは、やや論理的に問題が残る。そのことを前提にして監査委員を置いて、この行政機関についての規定を見ても、二、三カ所やはりひっかかります、その原則でいっても。というのは、僕の意見は、条例の目的の最初の条文のところに、区民、区議会、区長等。「区長等」で行政委員会を述べるのは、やはり失礼な気がしてならないんですよね。

だから、ここを「区民、区議会、区長及び区の行政機関」というふうにして、行政機関には行政委員会が入りますよというふうにしておけば、後の後ろの「行政機関の役割と責務」のところで整合性がとれればいいんだけど、11ページの「行政機関の役割と責務」の第2項目「総合的な計画を定めるものとする」というのが、ちょっと行政委員会には重い。それと、第3項目の「持続可能で健全な財政基盤を確保する」、これはそもそも権限から排除されているというところの整理と、それから13ページの第5項目「区の財政状況を公表する」、これも行政委員会にはあり得ないということで、そこだけ整理すれば、「区長及び区の行政機関として、その役割を明らかにする」というふうにすれば、あと定義で区の行政機関とは何かという定義をしておけば、通用するかなというふうに思いました。

加賀美委員 参考までに地方自治法の規定をちょっと紹介しますが、地方自治法の第180条の5で、自治体の「執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。」ということで、1として教育委員会、2として選挙管理委員会、あと人事委員会は別にしておいて監査委員、これは全部執行機関ということで法律上くくられている。

辻山座長 しているんだよね。

加賀美委員 そうですね。

辻山座長 僕は解釈上おかしいだろうとは言っているんだけど、書いてあることは書いてある。

加賀美委員 でも、行政機関イコール執行機関だと考えると、監査委員も含めて選挙管理委員会、それから教育委員会、全部この行政機関という形になってしまうんですね。行政機関イコール執行機関というふうに考えてしまうと、そこは違うのであれば違いますよということは、はっきり言わなければいけない。

辻山座長 執行機関で行政機関でないものはあるのかな。そういう意味では、監査委員も入れておいても何ら問題はないとは思いますがね。誠実に、そして自主的な判断で行動しろ、それはそれで合っているし。

問題は、そのように整理した場合、その区の行政機関に監査委員を入れたにせよ、後ろの区政運営のところの表現を、やはり主語をちょっと書き換えないと通用しないぞというのは出てきてしまいますよね。

例えば区の行政機関の役割と責務の3項などは、これは思い切って「区長は」というふうに言ってしまうかどうかという。「区長は、持続可能で健全な財政基盤を確保するとともに、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めなければならない。」、というところ、現実的な執務まで区長がやるようなニュアンスがちょっとあるんだけど、しかし、これは行政機関のまま行政委員会を入れておくと、この文章は破綻すると。その上もそうですね。

これは新宿区の場合は、区は総合計画の議決というのは第96条2項で条例化しましたか。（「条例化しています」と呼ぶ者あり）しているんだ。では、問題ないですよ、ここは「区長及び議会は」と、11ページの第2項目ですね。よく考えたら、私はこういう実務的な仕事のために来ているのではなかったと、ちょっと今思いながら、反省しつつ。

針谷委員 用語の定義に戻りまして、区長等の定義は条例的なところでは外していこうということで、何となく話が.....。

辻山座長 区長等という文言は使うということですね。

針谷委員 そうですね。

辻山座長 使う。

針谷委員 はい。やはり「区民、区議会、区長等の役割を明らかにし」と言ったほうが、わかりやすいといったら変ですけども、等の中に行政委員会が入っても悪くないんだという解釈ができるとすれば、この原文のままで条例の目的の骨子案を言ったほうが、あえて区長と区の行政機関をまた分けると違和感も出てくるかなと思いますので、この部分についてはいいのかなと。他の条例の部分で主語が本当はだれなんだというのは、別途と言ってはなんですけれども、さらに検討する必要はあるのかなというふうに思うんですね。

辻山座長 あります。いずれにしろ、ありますね。あるのと「区長等」でいくということについては、久保委員が納得するかどうかの一つありますね。

久保委員 僕は説明の中での問題で、これでいいと思っているんです。説明をしていけばそれでいいと。

辻山座長 なるほど。

針谷委員 4ページの「区長等」の定義は、四角の中から外すというので、皆さん合意というようなこと……

辻山座長 外す。この1ページの文言を持っていくというのではなくて、持っていかないで。ことさら条文上の定義をしないと。それも一つの判断ですね。

どうでしょうか。そうすれば、最小限の修文で済みそうだという気はいたしますね。

では、異論がなければそのようにして、つまり、1ページについては触らず、4ページの「区長等」という項目は落とすということにいたしましょう。そうした上で、区分何とかの行政の役割と責務全体としてというのは、区の行政機関の役割と責務、それから職員はこれで大丈夫ですね。区政運営、情報公開、個人情報保護、この3項目について、先ほどの方針でやった場合にそこが生じるところをどう変えるかということを検討チームでやっていただくということになります。（「座長、どこだか言っていた方がいいが」と呼ぶ者あり）どこ、検討すべきところ。（「チーム1、2、3のどこがやるのか」と呼ぶ者あり）それは私はわからない、どこで割り振っているの。（「だれか言ってください」と呼ぶ者あり）言って。

事務局 後段の行政の役割、責務のところについては、検討チーム2で担当していただいておりますので、土屋委員、樋口委員、根本委員、久保委員、野澤委員、折戸委員が担当ということになっております。

根本委員 そうではなくて、条例の基本的な考え方に基づいて整理するんだから、当然1でしょう。そうでないと、我々は多分、区民の権利と責務だとか、そういうことを議論しているんだから、議論の範疇が違うの。だから、1でないと多分議論できないと。ということで、御訂正願いたい。

辻山座長 つまり、区分は横断的に存在していることは間違いないんですよ。どうぞ。

事務局 今の整合性につきましては、専門部会で案をつくらせていただいて、検討連絡会議に御提案させていただきます。

辻山座長 すばらしい。どうぞ、何か。菅野さん、何か。

菅野委員 いえ、やります。

辻山座長 ああ、そうですか。

それでは、大変前向きでよい結論に至ったというふうに思います。

そうすると、そのほかの定義のところは1が担当、1チームがやるんですか。

「区長等」はいいだろうということもございましたが、区民、それから協働とか、公共サービス、地域自治区などについての原案らしきものを示していただければと思いますが。

そうか、これらの定義も専門部会でちょっとやろうという意見がありますか。協働とか公共サービスとか。定義。

加賀美委員 一定程度で皆さんが認識している協働でいいと思うんです。がちがちに定義をできないと思うんです。

久保委員 公共サービスにしても、協働にしても、人々が自治意識も高まり社会情勢の変化によって変わっていくんです、この内容は。公共サービスは何かと現時点で決めたら、5年たち10年たち、100年たったときに公共サービスの人々の認識は、絶対に変わっています。そういう性格のものについては、がちと決めないほうがいいということで、加賀美さんの言葉を鏡にしたいと思います。

辻山座長 そういうことで、そういうことであれば、書き抜きは簡単でしょう。要するに一般的に言われているのはこういうことだと。それ以上のことは確かにここでも、僕は1カ所で何とかと対等な立場で、というようにずっと書いたので、本当にそうかと言って、協働を権利論として書けと言ったことがあった。協働の権利を有する。住民の側に協働の権利があるんだよというようなことをやってみましたけれども、入れてみても余り全体としては大した意味がなかったという、協働は相互作用ですからね。というようなこともあったので、ぜひそれはお願いしたいなと思います。

高野委員 区民サイドの定義も、協働の前に「対等な」という言葉を入れていきますので、その協働が定義されることによって、その「対等な」という文言は消せるんだよねということで、一応区民サイドの意見としては提起しています。だから、その部分は一般的であろうと何であろうと、要するにお互いがこうだというふうな流れは、やはり表現してほしいというのはあります。

辻山座長 なるほど。その文言に伴って、そのこのところの「対等な」というのは消えていってもいいんだと。

高野委員 そうです。

辻山座長 なるほど。

ということで、協働は加賀美委員が何か案を出す。いや、違う。

根本委員 チーム1で作業することになったわけだから、チーム1の針谷さんと木全さんのところで、作業チームに何かきちんとたたき台を1で出してもらって、そして議論をしてもらって、出してもらおうということでいいんじゃないでしょうか。

針谷委員 用語の定義なんですけれども、「区民」というのはすごく必要な定義であって、この条例の中にもあらゆるところに「区民は」というような主語という形で出てきていますので、区民というのは、この条例ではこういうことなんだよというのをしっかり述べる必要があると思うんですね。

そのほかの協働とかというのが、1個しかないとかということであるとするならば、2カ所か3カ所もしくはあるかもしれませんけれども、であるならば、協働はこういうものだよというのを、この自治基本条例で決めてしまうのではなくて、それは逐条解説なり、普段のところなりでやっていくほうがいいのではないかと思いますと、用語の定義自身は必ず必要だというのは、区民の定義だけなんではないかというふうに思って、別にチーム1とか専門部会でやるのは嫌なわけでは全くないんですけれども、すべての用語を自治基本条例の用語の定義でしてしまうというのは、なかなか厳しいのかなということもあって、そういうふうに考えて思っているところがございます。

辻山座長 きょう出た議論を総合してみますと、どうもそういうことのようにですね。

「区長等」も解説でいくというので、定義から外すと。協働もそのような、いわば解説レベルで了解しておくということでもいいですか。区民検討会議のほうも、いいですか。

では、今、針谷さんが言った方針で整理しましょう。つまり、定義は区民という言葉は正しく定義されていればいいということですね。とした上で、先ほど区の行政機関にかかわるチェックについては専門部会でやっていただいて、報告いただくと。ありがとうございます。

それでは次に、3番、住民投票については、発議要件と投票権者については、この基本条例に盛り込むか、盛り込む場合はどこまで盛り込むか検討するということになっていきますけれども、これは区民討議会でも区民アンケートにおいても問うていませんけれども、それらの結果も踏まえながら素案策定に向けての検討課題として共有すること。いいですかね。ということで、今この場ではそれより踏み込まないで、素案の策定過程に向けて絞っていきこうと、こういう考えですけども。

これはいいですか、区民のほうもいいですか。

山田委員 区民討議会とか区民アンケートとか、要するに、その後やったいろいろな動きを参考にしながら考えましょうという、そういう方向性になっていたというふうに思うんですけども、区民討議会でも、発議者とか投票権者について議論してもらったということではないんですよ。

区民アンケートは、私はちょっと今どういうふうな仕組みになっているかわかりませんが、要するに発議者の割合とか投票権者について聞いているということではないような気がするんです。そうすると、ここの中でどうするかということを決めなければだめだ、決めざるを得ないということだというふうに思います。

辻山座長 ちょっと議論させていただきませんか。ということは、まず発議の要件と発議権者について、基本条例に明文を置くか、それとも別に定める条例で決めればいいのか、まずここを判断しなければならないと思いますが、どうでしょうか、御意見を伺います。

久保委員 大事なものの前に、僕は前回休んで、またきょう15分おくれて来て申しわけないんですけど、この15ページにある骨子案のの中の主語の「区は」というのが何を言っているんだかわからないんです。「区は」という主語は一体何なんだろう。区は投票結果を尊重しなきゃならないと、その区は一体この主語は何なんだろうと。

辻山座長 こういう議論だったんです。当然ですけど、区長及び区議会ということだったんですが、それに加えて、その結果を受けとめた区民たちもきちんと受けとめて尊重していかなきゃならないだろうという思いを込めると、まさにその3者が入っている単語というのは区だと。

久保委員 それを一番縮めれば、きょうの三者連絡会だと、こういうことですね。

辻山座長 三者連絡会、そういうことです。

いいですか。

そのような説明で久保さん、オーケーですか。

久保委員 はい。

辻山座長 じゃ、住民投票について少し意見交換させていただきますが、例えば新宿区内に住所を有する区民はとか、あるいはここでは住民投票と言っているの、そのまま住民はと言ってしまおう手もあると思いますが、住民は例えば12分の1以上の署名を集めて住民投票を発議できるというふうなことをここに書くかどうかということです。その場合には、当然ですけども、何分の1と書くのかという決断をしなければならない。

これは現状はどういうふうにできたんです。僕は区民討議会の1日目いなかったので、ちょっとわからないんですが、住民投票。

山田委員 住民投票に対する課題ですよ。何を住民投票したいですかと。

辻山座長 ここでは、その条文の原案らしきものは最初の区民討議会に出された細かいやつと議

会で出されたのと行政で出されたの、ここまでしか材料がないということですね。

少しそこは重要なところだから、きちっと押さえておかなきゃいけないと思いますが、どうぞ。

高野委員 区民検討会議の主張という言葉で言うと語弊がありますが、別の条例で定めるという言葉で全部包括されちゃうと、そうするとそこの中に条例をつくる時に区民が入っていけないと。だから、最低限でも発議権者といわゆる投票権者の部分は最低でも入れてほしいという話をしました。それで、その中で発議権ということで6分の1以上という話を実はしました。そのときに、久保委員からそれはまだハードルが低い、もっと高くしろというお話があったり、そこでそのままずっと討議しないで、それでこの成文というか、この骨子案に成り立ってしまった部分があるので、これはもうちょっとその辺のところを検討していただけないと、我々はここに結構時間をかけて討議してきました。

これがこの5つ、6つあった部分をこのくらいは入れておかないと、やはり見えないではないかということで、ここはコマ数で言うと4コマぐらい実は使っているんですね。通常8時間も、だからこのことに関して討議して、いいの、悪いのって、じゃ、これでやってみようというところで、当初は10分の1という考えられない数字を出してみたりしましたけど、一応その部分は区民としては本当の直接請求するに当たって、この権利を何か見えない形にしてやられたという言い方は不適切な言葉ですけど、そういうふうな感じを今受けているというのが実情であります。

辻山座長 条例に盛り込むべき事項三者比較表の中では、議会では文言がないわけですけど、これはその後の検討も変わっていないと考えていいんですか。ということは、基本条例の中に住民投票についての規定は置かなくてもいいだろうという。

お願いします。

根本委員 議会とあるのは、この作業部会の骨子案でまとまっているわけですね。これ以上のことで5分の1、6分の1、あるいは投票権者というところについては、書き込むべき必要はないという議論と書き込むべきだという議論と、書き込む場合は何分の何なんだという、ここはまだ定まってないというところですから、もしそこを議論するというのなら、もう少し小委員会のほうに時間をいただきたい。

今の私の思いで言えば、例えば区民検討会議の皆さんが別の条例に定めるということになると、我々が区民が参加する機会を奪われるじゃないかということ、そういうことが一番の心配だということだとすると、しかし、じゃ、我々がこのメンバーだけで住民投票の発議権者だとか何かを全部決めていいのかということにも、逆にもなるということになれば、例えば別に定める条例のところの今までやってきたような解説のところ、区民案の6分の1なり18歳以上ということに基づき、区民の皆さんが入った検討会議、条例検討委員会の中で十分な議論をしていただくということをここで申し送るとかということなんか、その全体の調整の中ではあり得ることだと。

我々議会のほうは、全く別条例に定めるということで後回しにして、ここで区民の皆さんを全くシャットアウトしてやるなんてことは考えてもいないし、これからもっともっと多分基本条例なんかは区民の皆さんが入らないところをつくらないということになっていくような流れだと思いますから、そこはもうちょっと時間で詰めていけば調整つく話だなというふうに思っているんですけど。

辻山座長 どうぞ。

野尻委員 この住民投票について、チーム3で検討いたしました内容をこの会議で提案させていただきましたときに、その他の中に3者で別条例を検討すると、そういうのをしっかり皆様の合意をいただいているんですね。それが明記されていたんですけども、今ないですね。

辻山座長 それは解説の中にあった。

野尻委員 その他のところで。

ですから、それはほぼではなくて合意の事項だったので、安心はしてたんですね。

辻山座長 ただ、どうでしょうかね。私自身のセンスから言えば、これは自治体の憲法というふうにどこかで名乗ったりすることがあるとすれば、それはその自治体を構成している主権者たちの基本的な権利義務が書かれていないものは憲法と言わないのであって、この住民投票というの

を民主主義的な基本権と考えるかどうかということにかかわりますけれども、私は結構住民にとっての権利ではないかと思っているものですから、それを欠落させておいて議会の判断で入れる、入れないが判断できるような仕掛けでいいかどうかというのはありそうだなと。

実は僕も既に言っていると思いますけれども、川崎市の基本条例で答申した後、別に条例で定めるということでやっちゃったものですから、そうしたら委員会ができて、委員会の答申を受けて、その答申をねじ曲げて、住民が請求を持っていった場合には、何とそれでもって動かすんじゃないかと、長は議会に諮るといふ条文を入れてしまいましたので、今の自治法上の直接請求と何の変化もないというものになって、住民の署名活動を議会のイエス、ノーで否決できるという仕掛けにしてしまったというようなことがあって、だから皆さんを疑っているというわけじゃないんですよ。そういうことは実は可能だということはあるんです。

山田委員 議会としてまとまっているのは、この骨子案のとおりなんですよね。しかし、根本委員も今言ったように、自治基本条例のみんなそれぞれ条文は大事なんですけども、特に究極の住民参加を保障するという、そういう立場からすると、ここはきちんと発議者とか投票権者を入れるべきだといふふうな、これは私はそういうふうにも思っているんですけども、そういうふうな意見と、それから理念条例なんだから、別条例に任せる。

したがって、数字を入れるという、そういうことは避けるべきじゃないかといふふうな、そういう意見がありまして、まとまっていないわけで、私は住民投票制度をどうこの条例の中で保障するかというのは非常に大事だし、もちろん骨子案の中でそういうふうなことが言われているわけですけども、やはり発議者とか投票権者についても、基本条例の中に明確にするというのが本当に必要じゃないかといふふうに思うんですが、理念条例だからといって、じゃ、理念条例と言われるほかの条例を見ても、結構発議者とか投票権者について入れているんですよ。何で入れているかといふと、そこが基本だといふふうにみんなそれぞれの認識があるからこそ、入れているんだといふふうに私は思う。したがって、ぜひこの投票権者と発議者については、この条例にきちんと明記をすべきではないかと、それが本当に今新宿区の条例をつくる場合に大事なことだといふふうに私は思っています。

辻山座長 さて、一番大きなのは、それで議会内の合意が形成できるかということだろうと思いますが、専門部会のほうはそれじゃ不都合だといふのはありますか。例えば、基本条例の中にここで区民検討部会が出してきているような18歳というような数字を入れると、結構それなりに投票事務とか大変で、今選挙権者が20歳になっていたりするので、もちろん住民はといえば、外国人も入りますよといふことがありますので、実務的には結構大変は大変だ。ただし、やっているところがないわけではないといふこともあります。そこら辺はどうでしょうか。行政のほうで不都合ないといふことであれば、あとは議会での合意を待つだけという単純な構造になって。

どうぞ。

針谷委員 なかなか難しいところだと思いますけれども、住民投票をやること自身に対して不都合があるかないかといふ話であるとするならば、一定程度のといふか、相当なお金がかかりますけれども、やるとなればやるといふふうになるとは思うんですね。ただ、18歳なのか、あるいは外国人も含むのか、どうなのかといふのは、一般的に考えれば18歳以上で、当然外国人も含むといったように、自治基本条例をつくる際はなるであろうと思いつつも、その辺の合意というのがここにいらっやらない区民の方々も含めて、いかがなものなのかといふようなところまで考えるとするならば、きょうはこの結論を出す日ではないとは思いますが、素案の策定に向けてその辺のこともしっかりと考えたところで広くとるならば18歳以上、住民全部といふふうには考えればいいのかもいけませんけれども、ちょっと性急にといふのも、性急にといふことでいえば、そこは心配だといふ気は行政側としては思います。

辻山座長 区民検討会議のほうでは、相当詳細に請求権者と投票権者に分けて、請求権者も18歳以上、外国人含む、投票権者も18歳以上、外国人含むと。発議権は住民の署名と議会の議決と区長の発議というようなアイデアを最初出されましたよね。相当詳細に検討されたと思いますが、それを1つはその詳細な設計の場合に言ってみれば合意についてこれるかという行政の立場としてのものが1つ、それからもう一つは区民の多くの人々がそれについてオーケーという、そういう環境があるかどうかありますね。もちろん何分の1にするかといふのは、今出ましたけれども、1回やると億という金がかかるので、そういうことも考えると、毎月署名が集まってくるようなんじゃないかといふのは、それはありますね。

久保委員 違った面からこれをやりたいと思うんですけれども、最初にみんなで決めてもらった「みんなでつくろう！新宿区の未来」というタイトルをつかった、これがいいと、その思いというのは、1人でも多くの区民の皆さんにかた苦しいんじゃないですよと、私たちの新宿区のあしたのことをみんなで考えよう、つくろうということなんですよ、自治基本条例はと呼びかけたんですよね。

僕は機運は自治基本条例ができたときに、そのできた自治基本条例で区民の意識が物すごく上がっていく、そして区民が政治に参加してくるというふうになんなきゃいけない、それは僕は前にも言ったように、住民投票にあるんだと。前文並びに基本理念は基本条例の顔であり、そして心臓はあくまでも住民投票なんだと、ここに区民が一番関心を持たなきゃいけないし、持ってもらいたい。それには、この3行だけでは絶対にその効果は出ないと思いますよ。

ということなんです。僕は、だから山田副委員長が言われたけれども、高野委員も言われたけれども、だからこそ入れなかったら、本当にこの自治条例によって住民の意識がこうやって上がって、政治参加が生まれるとは思えない。それほど大事なところじゃないんですかということをお願いしたいんですね。

辻山座長 どうぞ。

佐原委員 区民の委員の方たちはここにかなりのエネルギーを使って、一番大事にしてやったと私も思います。

私の個人的な意見としては、先ほども根本副座長が言った理念条例、これは別条例で定めるとい、これは1つここはさっき久保委員も言われたんですけれども、区民の一番大事なところだと思います。それを区民の盛り上がりをもって、この別条例の中に区民が燃えないで、我々だけが燃えていたのでは何もならないと思うんですよね。やはり区民にもっともっと浸透させて、そこで別条例をまた今回のように3者でしっかりとたたき上げていくということも1つのやり方じゃないかと思うんですよね。ただ、我々としては、今ここにいる人たちだけが18歳だ、16歳だと言っていたって、区民そのものが盛り上がりなければ、せっかくできた基本条例も何かたましいが入っていかないような気がする。

という意味では、盛り上がりをさせて、そしてこの別条例でもう一回3者で検討し合う、条例をつくり合うという形を持っていったほうが私はいいような気がします。

辻山座長 要するに、別に条例で定める。その条件が熟すというか、盛り上がりの中でつくるべきだと、ここで判断じゃないと。

佐原委員 基本条例が区民に浸透し始めて、始めてそういう大事なことが皆さん区民の方がわかっているんじゃないかなと、そのときにやるんじゃないかなと。

辻山座長 御意見ありますか。
どうぞ。

野尻委員 盛り上がるということになれば、18歳ということをしかりと明記したほうが若い方々の区政への目、いろいろな政治への目を向けてもらえるという本当のこのチャンスなんですね。それを隠してしまえば、もうただ住民投票ができるんだだけで終わってしまうと思うんです。それも何歳かもわからないということだと思います。

辻山座長 どうぞ。

斉藤委員 まず、物事って数字が必要だと思うんですよ。よく町会の定例会でも役所の人に聞くんですけれども、前年度の数字で示せと。例えば、この18歳という年は20歳と違う。選挙は今まで20歳、ところが18歳をなぜ18歳にしたかというところをやはり区民にわかってもらって、それだけ住民投票は大事なものだよというところがまず18歳、それと18歳というのは高校卒業して働き出して社会人になった人たちも18歳なんです。ですから、どうしても18歳が入れてほしかったというところがあるわけですね。

やはり数字の力というのは、結構あると思います。ですから、ある程度数字は入れておかないと僕はいけないんじゃないかと。

根本さんが言ったように、大事なところはやはり区民も入れて、本当に18人ぐらいで決めていいのかという話もありました。反対にもっと輪を広げて、もって専門の人も入れてというお話もありました。ただ、我々はやはり数字までずっと含めた検討をしてきましたので、なるべくでしたらその辺も織り込んでいただいて、佐原委員、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。数字を入れてください。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 今私たちがこの自治基本条例をつくるというのは、今私たちは将来に向かって、新宿区の自治はこうあるべきだと、こうしたいんだということだというふうに思うんですが、そうだとするならば将来の人は将来を考えてくださいということ、そういう場面も必要になるかもしれませんが、そういう宿題を投げかけるということじゃなくて、私たちが私たちの決断としてこうなんだということを経験の中に明記をするということは、本当に必要だというふうに。

辻山座長 どうぞ。

根本委員 ことほどさようにまだ議論が足りないという、小委員会のほうが、議会のほうがあるんですけども、ただ私はこの住民投票のこの入れるのは、個別型なのか、常設型なのかということと、それから発議権者が何分の1というか、要するに議会の議決を経て、直接請求で言えば、区長が意見を付して議会がそれを議決するということになるわけですね、地方自治法の直接請求。しかし、住民投票は何分の1以上の発議権者があれば議会の議決を経ないで住民投票を実施しなければならないと、この2つが入ることが非常に大きい。

議会と言えば、この2つを入れるか入れないかというのが実は一番の大きな問題なんですよね。発議権者の数は幾つかということよりは、議決権をどう理解するかということ、ずっと何十年も来たわけだけれども、そこでこの常設型をこれを入れたということが、それから強制力を持つということが入ったということが非常に大きいというふうに私は思っているんです。

さらに、今の6分の1、これが6分の1がいいのか、5分の1がいいのか、10分の1がいいのかというのは、私自身も確たるものは持ってないんですが、その議論は相当時間がかかるというふうに思うんですが、例えば新潟で言えば市民案は5分の1と出したけれども、議会は4分の1で議決したわけです。それから、飯田の議会は唯一議会が条例をつくったけれども、ここは住民投票については触れてない。議会がつくとそうなっちゃうんですよ。

それから、多治見市だとか、あるいは大和市もそうですけれども、議会が入ってない、市民案ということになると、かなりそこが入り込んで、入ったから住民投票条例はどうするかという、条例については市民が入らないでつくっちゃうわけです。簡単につくっちゃう。

だから、いろいろなパターンがあるけれども、一番大事なところは住民の皆さんが区長や議会の議決を経ずに強制力をもって住民投票を実施することができるというところを組み込んだということが議会も含めて議決していくというところ、例えば、大きな転換点だというふうに私は思っているんです。さらにもっと議論は詰めて努力しますけれども、そこはぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

辻山座長 どうでしょうか。

大友委員、どうぞ。

大友委員 やはり議会の方たちは非常にそういうところでは、言葉がちょっとあれですけども、すごく難しい問題だと思うし、結局議会にそういうような形で何回もお任せはしているんですが、お任せしていく中でやっぱり時間がかかる。だったら、ここで一たん決めたほうがいいんじゃないかというふうな形は思うんですが、私なんかは。

また議会のほうにやって、それで条例を今度作りましょう、作りましょうと言っているんだけど、何分の1にするかというので決まらない、決まらないというふうになっちゃうと、3者でつくれなくなっちゃうわけじゃないですか。だから、一定の方向性だけはちゃんとつくっておかなくちゃいけないような気がするんですが。

辻山座長 どうでしょうかね。

どうぞ。

あざみ委員 議会の到達点がここまでだということで、議会はそうだというふうに見られてもしようがないですけども、私は数字も入れ込んだ、最低何歳で何分の幾つというのは入れるべきだと、それは基本だというふうに思っているの、入れるべきだというふうに主張をしていましたけれども、今、根本委員長が言ったように、それ以前のところで既に引っかかっているというところなわけですよ。だから、そこを幾つにするとかという議論以前に、本当に議会の小委員会のほうでそもそもこの作業チームがまとめてきたこの骨子案というふうに今度パブコメに出すこの部分でも、まだ揺れている部分があって、それすらというところなわけですよ。

なので、これをずっと議会でペンディングさせていくのが私はどうなのかというのは、結構小委員会でも言っているんですけども、議論してないわけじゃなくて、議論してきてここまで結局分かれちゃっている意見だということは、御承知おきたいということですよ。

辻山座長 じゃ、議論はジエンドということになりますが、どんな議論しているかわかりませんが、少し現状みたいなものをちょっと洗ってもらって、資料をつくってもらったらどうなるだろうか。基本条例は今180本ぐらい制定されていますけれども、7割以上の条例には住民投票についての具体的な規定が入っています。その規定を使って住民投票が発議された事例というのがあるのかどうか、それが無いのは例えば何分の1というハードルが邪魔しているのか、そもそもそのような投票にかけるべき課題にまだ達していないと見るのかと、いろいろな要素がありますけれども、実は議会にとっての権限の大きな論点だというふうな受けとめられているけれども、大して出たはなくて、住民投票で話題になっているのは、合併の住民投票は200本ぐらいたったものだから、すごく目立ったんですけども、政策をめぐってというのはほとんど動いていなくて、そのことは実はむしろそっちのほうにこそ、配慮していただいて、これはハードルが高いんじゃないかと、6分の1でも高いんじゃないかとかというような議論こそ、議会のほうは私はなっていたきたいなと思うぐらいには実は行使されていないという実態があるということですよ。

だから、そういうことも考慮の隅に入れていただいて、どれほど大変なことを決めようとしているのかということのウエートをちょっと軽く、ライト級ぐらいにまで下げていただいて、議論していただいたほうがいろいろな意見が出るんじゃないかという気がしてならないんですが、いずれにせよ、これはしたがって次回のラウンドへまた送りますので、また区民検討委員の方たちも少しある種説得の理屈のようなものをまた準備していただいたりとかしながら、少し議論を煮詰めていかないと、要するにそっちがうんと言わない限りは動かないよというようなことでは、半歩も動かないというんじゃないかとあれなので、半歩ずつでも動かしながらというふうにしていきたいなと考えております。

それでは、これはこういうことにいたしましょう。

次は4から7までというのは、前文、それから区分：H、条例の見直し等、I、国や他自治体等との関係、J、その他、教育・子どもなどというこれでございますけれども、検討チームに一応振り分けたところなんですけれども、まだ3者案がそろっていないという状況があります。これはそのまま検討チームに引き継いだ状態でいいわけですね、そうすると、事務局、そういうことで。

事務局 前回、検討チームへの分担は決めさせていただきましたが、まだ盛り込むべき事項の案が出そろっておりません。1回全部出そろったところで、一度一個ずつではなくて、全体で一回意見交換をした、その後各検討チームに引き継ぎたいというふうな考えておりますので、おそらく次回の検討連絡会議の中では区民検討案が全部出そろってお示しできる、前文まで含めてお示しできると思いますので、次回それについて3者で検討した後、検討チームに引き継ぎたいというふうな考えております。

辻山座長 わかりました。

そういうことで、前文、区分：H、I、Jについては、次回それぞれの案を出していただいたところで議論し、その上で検討チームに引き継ぐということにさせていただきます。

きょうは区分：H、条例の見直しについて議会案が先ほど示されましたので、そののまず説明をお願いいたします。

根本委員 これは区民案にあったんですよ。それで、区民との専門委員会には、それで割合なかったですね。この前の検討連絡会での議論を受けまして検討しました。それで、条例規定の見直しでこんなようなことをございます。

「社会情勢の変化に基づき、 年以内に区民参加により検証を行い必要に応じて措置を講ずる」ということで、こういう文章で、多分これは皆さん方が出されたの、今ちょっと手元にもとのものがないのですが、それを調整して文言を合わせたということでございます。

辻山座長 以上でございます。
どうでしょうか。
どうぞ。

高野委員 まだ区民案はまだ固まっておりませんが、何年以内ということを入れることがすごくいいように感じました。行政案はその部分が入っておりませんが、その何年以内というところが絶えず見てなきやいけないという部分。

辻山座長 忘れ去らないという意味ではね。

高野委員 そうそうそう、そういう意味で何年以内というのをつけていただいたらいいんじゃないかという気がします。
以上です。

山田委員 そう思って 年というふうにしたんですが、丸はそこで……。

辻山座長 どんなものでしょうという相場を聞いて。

山田委員 年以内なんです。例えば、5年ごとに見直しをするという条例はほかにあるんですけども、例えば国の法律が変わって条例を見直ししなきゃだめだというふうな事態が生じかねないということからすると、5年も待ってられないわけですね。したがって、 年以内ということで、以内ということを我々はつけたと。

辻山座長 結構これはしんどいですよね。この数字を入れたら、見直した瞬間からまた 年以内が有効になるわけでしょう。結構大変だと思いますね。

区民案のほうでここに入っている区民参加というのが例えば条例の監視委員会のようなものをつくっていくとすれば、そのの発議をどう位置づけるとか、区民参加との関係をどう見るかとかということが調整が必要になるかと思えます。お待ちしております。

それでは、そういうことで、区民検討会議のほうで議論をしていただいた結果を受けて、それが出たところでこれをたたくということにいたしましょう。

それでは、一応2番目の項目は終わったのかな。そうですね。

それでは、最後に素案の策定に向けて検討すべき課題として今まで出てきていないものなどがあったら、出しておいていただきたいということですが、もうちょっとこれはずらっと並べてみるとわかりにくいかなという感じはしますけれども、何かありますか。

例えば、世の中ではやっているのはコンプライアンスを入れておくとか入れないとかというようなのがありますよ。別によそのことは気にしなくてもいいんですけども、割かし僕たちは区切ってやってきましたので、全体として何が落ちているかということは、まだちょっとうといなという気はしています。やがて条文だけが並んだものを見たりしながら、気がつくところが出てこようかと思えますが、今ここで特になければ、素案の段階までにはまだ新しくこの項目を入れるべきだというようなことを議論しなければならないはずですので、少し自覚的にそのことを気にとめていただいて、あればその都度出していただくということにしたいなというふうに思います。

それでは、一応第2の議題についてはこれで終わりにいたしましょう。

3番目に地域懇談会の開催についてということですが。

これは事務局ですか、事務局から御説明をいただくということになりますか。

資料から何か出てましたっけか。

どうぞ、お願いします。

事務局 地域懇談会につきましては、本日資料8でチラシについては本日案をお配りしております。まず、地域懇談会でやるべき内容とその分担について御検討いただきたいというふうに思っています。ただ分担につきましては本日の副座長会の中で一定の役割決めをさせていただいた

ところですが、それについて事務局から報告させていただきますので、その副座長会で出された提案も含めて御議論いただきたいと思います。

まず、役割分担につきましては、検討連絡会議委員の分担制にするということが決まりましたので、きょうの副座長会の中ではそれぞれの会6人の分担を決めましょうと。1開催当たり検討連絡会議から6人参加いただいて、その役割を担っていただきましょうということで議論させていただきました。

その分担決めに際しましては、それぞれ6人の方がそれぞれの検討チーム1から3の満遍なく御出席いただくという形を考えたほうがいいたろうということと、それから区民代表委員、区議会委員、区職員委員がそれぞれ均等に入っていたほうがいいたろうということで、一応仮の案ということで考えさせていただきました。

まず、8月3日に開催されます牛込笹笥地域センターにつきましては、区民代表委員からは高野委員と大友委員、それから議会委員からは山田委員と佐原委員、それから区職員委員からは野澤委員と折戸委員、この6名で担当していただきたいというふうに考えております。

お配りの資料1の分担表を少し見てください。これは特に今回の役割分担を決めたものではないですけれども、各チームから出ているということの御確認をお願いしたいと思います。

続きまして、8月5日、木曜日の戸塚地域センターにおきましては、議会委員からは小松委員とあざみ委員、それから区民代表委員からは土屋委員と樋口委員、それから区職員委員からは加賀美委員と菅野委員、そして8月7日、土曜日、四谷地域センターの開催につきましては、区職員委員からは針谷委員と木全委員、議会委員からは根本委員と久保委員、それから区民代表委員からは野尻委員と斉藤委員ということで、一応仮の分担を決めさせていただいたところです。

当日の冒頭のあいさつにつきましては、そこに出席いただいた副座長が担当するというので、8月3日、牛込笹笥地域センターにつきましては高野委員がごあいさついただくと、8月5日、戸塚地域センターにつきましては副座長は入っていないんですが、針谷委員が御出席いただいて、そこであいさつをいただくと。最後に8月7日、四谷地域センターにつきましては、根本委員からごあいさつをいただくとということで、一応仮で分担を決めさせていただきましたので、内容とあわせて御議論いただければと思います。

よろしくをお願いします。

辻山座長 どうぞ。

根本委員 高野さん、ちょっと確認したいんだけど、違うよね。

事務局 違ってましたか。

根本委員 8月3日はいいんですよ。5日は、そうです、5日と7日は逆ですね。

それで、5日は私と針谷さんが2人入ってしまうので、針谷さんが7日だけ主催者あいさつに行ってもらおうということだよ、だったよね。

事務局 失礼いたしました。

今申し上げた8月5日、戸塚地域センターということで私が申し上げた方が8月7日の四谷地域センター、8月7日、四谷地域センターということの担当と申し上げた方が戸塚地域センターということで、入れかえさせていただきたいと思います。

辻山座長 そういうことでよろしいでしょうか。

では、そういうことで頑張ってくださいというふうに思います。

これは個別の進め方などについてはまた相談していただいて。

事務局 できましたら、本日はその開催、今の担当でいいかどうかということと、その行う内容について、例えば中間報告会でやった形でそれぞれ委員の方からこれまでの検討経過並びに今回で言うと骨子案について御説明いただいた後に参加者との質疑応答、意見交換を行うという形でいいのか、それ以外の別のものをこの報告会の中に盛り込む必要はあるのかといったところを少し検討していただければと思います。

辻山座長 さて、どうでしょうか。

どうぞ。

齊藤委員 8月、僕5日ですよ、戸塚。ところが、この日は落1と落2町連の町会長の懇談会があるんですね、6時から。だから、申しわけないんですけども、日にちを変えていただければと。

辻山座長 いいですかね。
どうぞ。

事務局 今6人の担当につきましては、すべてのそれぞれの検討チームから入る形で設定させていただいてますので、それぞれ例えば区民代表委員が2人入れかわってしまうと、その検討チームがいなくなっちゃうということになりますので、お一人だけの入れかえは結構ですけども、2人そろって入れかえてしまいますと、該当の検討項目を検討した人がいなくなるという状態になりますので、ちょっとその辺も含めて人員の入れかえは考えていただきたいと思います。

久保委員 今の事務局が言われたこのメンバーが体制を決定した時点で、役割分担のようなこと、それについてはここで平場で討議したって決まらないので、その僕は役割分担は副座長にお任せして、具体的にこのメンバーに提示をしてもらえばいいと思いますが。

辻山座長 そう思いますね。
そこはいいですか、齊藤さんのは。交代という措置をしなくてもいいということになる。

齊藤委員 交代してちょうどいいです。

辻山座長 それはいいですか、そこだけでいいですか、事務局、いいですか、土屋さんと齊藤さんが入れかわるだけであとは触らないと。

それぞれの委員の方の役割とか担当については、副座長会で検討してもらって、具体的にはその6人で相談して決めてもらわなきゃしょうがないので、あとは、だから基本的な進め方、この3回を共通して、こういうやり方でいこうというようなことですが、常識的に考えれば言ってみれば骨子案というか、素案か、骨子案の段階ですね。骨子案を説明をして、それについて会場からの質疑に答えていくと、こういうことになりますけれども、問題はそこがちょっと実際にやられる方たちというか、副座長のところでしてもらえばいいんですけども、例えばだれかお一人が全部通して説明するのか、ちょっと部分、部分でやるのかとか、そういうテクニックはあると思うんだ。6人の委員がおられて、6人が入れかわり立ちかわり部門別にやるとわずらわしいから、最高でも2人ぐらいとか何かそういうのはあるでしょう。その辺の何かあんばいというのをちょっと決めていただければ、あとは考えてみれば常識的に。

久保委員 宣伝があって、区民討議会がうまくいったような気がします。あの方式で主任説明者があって、あともしほかの人が足りないところとか、補足をやるのが中心は1人だと大変だけれども、1人の人でなかったら聞くほうも大変だから、だから区民討議会のやり方が一番いいんじゃないかと思いますが、補足をほかの人があったらしてくださいという。

辻山座長 ただ、区民討議会と条件が違うのは、区民討議会は課題を細切れにして御報告いたしましたので、これは全部やるとどうかなというのはありますよね。だから、最初の基本的なところと、それと区政のところと、あと住民投票とか、そういうところとかというふうに分けてやるとか、何か工夫しないと、通してではちょっと理解が。

久保委員 6人もいるんですから、3つに分けて、それで3人の内の1人がそれぞれ報告をして、残りの3人は補足があったらしてもらおうというスタイルが一番いいんじゃないですかね。

辻山座長 そんなところでしょうね。私もそう思います。
どうぞ。

針谷委員 実は副座長会でも、どんなふうにしたらいいのかなという話もありまして、1つはパワーポイントみたいなのが必要だろうということで、少なくとも骨子案の部分にちょっと何か絵をつけるなり何なりをして、ごらんいただけるようにした上で、この説明欄をそのまま読んでい

ただのかどうか、その辺はもうちょっと検討しなくちゃいけませんけれども、それは事務局側で検討させていただくとして、3つの会場で同じようにできるということがまず1点と。

あとは各チームから出ていращることにになりますので、各チームのところで6人全部がそれは説明するか、3人がいいのかというのは、ちょっといろいろあると思いますけれども、これを全部1人がやるとしますと、相当長い時間もかかりますので、そうすると話し手がかわったほうが来ていただく方もまた新たな形でペーパーに目を落としていただけることができるのかなというふうな話もさせていただいたところなので、その辺をちょっとまた副座長会でもみたいと思います。

辻山座長 そうですね。それだとすればほとんど骨格は決まっています、それぞれの分野ごとになっているから、そのうちの2人いるどっちかはやるぞというようなことにすれば、うまいこと設計しているわね、そういう意味では。

では、そういうことを委員の皆さんとも相談しながら個別にどなたがパワーポイントの説明をするのかとかということも含めて、お願いいたします。

根本委員 その議論の中で座長の講演をいただくかどうかというのがあったんですね。そうすると、3日間だから3、5、7と全部はなかなか大変だし、7日かなとかいろいろ相談したんです。しかし、ここは3者で力を合わせて頑張るということで、座長の講話はなしということにしまして、我々が全部担うということでございますので、そういう自覚というか、意識を持って頑張らしようということでございます。

辻山座長 そうね。僕もこの間ちょっと思いました。この段階の条文のような形が出てきた段階でというのをちょっとうざったい話だなというような気もちょっとしておりました。ただ、全くないわけにはいかないの、その部分そもそも私たちは基本条例をつくるというのはどういう意味かみたいなことをどなたか総論でちょっと触れていただかないと、突然第1ページを見ますとですねとかということ、事務的に過ぎるし、何かしら躍動感みたいなのが出てこないの、ぜひとも先ほど新宿区のあしたを、あすじゃない、あしたをつくっていくために、システムと考え方というものを確立しておくんだよというのを。

ニュアンスは違って、内容は同じことを言ったほうがいいと。

そういう意味では、結構この間から区民討議会から含めて、私も長いこと基本条例づくりに携わってまいりましたけれども、こんなに委員の皆さんが忙しいのは初めてでございますけれども、もうしばらく、だから頑張っていたきたいなと思います。

実はこれが最大の収穫なんですよ。10年前を考えると、こんなイベントは全部行政が段取りをつけて、ちょっと形だけあいさつに委員が出ますけれども、あとは受け答えも行政がやってみようというのが一般的でしたものね。最も変わったところだと思います。

さて、それではチラシについての話題があります。

事務局 それでは、お手元にお配りしました資料8をごらんください。

こちらのほうは現在のチラシ案になっております。タイトルのスペースは今回の広報原稿のタイトルに合わせようということで、今タイトルが決まりましたので、そのタイトルをみんなで作ろう、「新宿区の未来」ということでタイトルに入れさせていただきたいと思います。それ以外の部分でその中身について、何か御指摘があれば御指摘いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

辻山座長 さて、どうでしょうか、ざっと見ていただいて。これは白黒ですか。

事務局 紙が色紙に文字は黒で作りたいたいというふうに思っています。

それと、またポスターにつきましては、基本的にはこの内容で、少し文字を減らした形でデザインを同じ形でポスターもつくらせていただきたいというふうに考えております。

辻山座長 何かございましたらどうぞ。

佐原委員 事務局にちょっとお聞きしたいんですが、これは新宿区自治基本条例という仮称は要らない。

事務局 今回、区民討議会とか、そういう場合についても、外に向けて出す場合については仮称を基本的にとるという形で扱わせていただいておりますが、本文中に1カ所誤解があるといけませんので、仮称という形で入れさせていただいている部分はありますけれども、タイトルについては仮称を落とさせていただいているということです。

辻山座長 見た感じすっきりしたなという感じはしますね。

そのほか御意見ありませんか。

なければ、このタイトルの部分を埋めて、これでオーケーということにいたします。

事務局 この中の時間のところに当日の会場のあける時間、入場できる時間帯も付記したいというふうに思っておりますので、それは追加させていただきます。

辻山座長 開場時間を付記するという事です。

そういう形でお願いいたしましょう。

そのほか何かここで話し合っておくべきことはございますか。

どうぞ。

高野委員 全く余談なんですけど、そろそろ名前を決めようというふうに考えれば、区報か何かでネーミング募集とか、何か一つやるのも知らしめる意味でいいんじゃないかと思って、別にそんなことです。

辻山座長 そんなことをやってみますか。

募集してもそうバリエーションがある世界じゃないと思いますけれども、PRね。しかし、やるとすれば広報しんじゅくを使わざるを得ないでしょう。ということは、時間的には結構きつことはきつい。広報の企画って結構早目に固まっているものだと聞きましたけど、ここは広報の担当の課長さんはおられない。

いるんだ。

木全委員 ぱっとひらめくような条例名じゃなくて、やはりここでこれだけ議論してやってきたんですから、ここで素案もなくて、フリーで区民の方に募集するというのは何か自己否定しているような、ちょっと嫌な感じもするんですね。2年以上に及んでこうやって議論してきて、自分たちである意味で、たたき台をつくった上で、こういった案が出てます。どうでしょうというのをやるならともかく、全くフリーハンドで募集するというのは、何かもう少し考えたほうがいいんじゃないかなという気がしますけれども、実際に広報的に言えば紙面確保というのはなかなか特にトップページの紙面確保というのは、年間スケジュール決まっていますので、そこに置いて、間のページに差し込むというのであればいいんですけれども、トップページの企画ということになると、かなり前に調整しないと既に予定が入っていますので、厳しいのかなという気がします。

辻山座長 合併のときに、合併したあとの町の名前を何としましょうかというのとちょっと訳が違うから、ただ問題提起は私はタイミングいいと思いました。

というようなことを少しずつ話題にしておいていただく時期に来たかなというふうに思いますね。

久保委員 さっきの話に戻るんですが、資料8の地域懇談会のチラシですけども、みんなできくろうと入れると言われた文字は考えてください。やさしい文字にできるだけ、かたいですよ、これは全体が。これはいじっても無理なんだ。せめて文字を少しやわらかくというふうに検討してください。要望です。

辻山座長 見た目というのがありますからね。昔はやった丸文字みたいなのもあったけど。

それはちょっとデザインの方と相談してみただいて。

そのほか大体議論することありますか。

なければ、久しぶりにこれで議題が終わりということですので、それでは最後に事務局から。

事務局 1点、事務局から御報告させていただきます。

区民アンケートの回収率の集計なんですけど、本日現在902通の回答がございました。回収率は36.

08%ということで、一応最低限の目標と設定していた35%を超えたということをお報告させていただきます。

続きまして、連絡事項ですが、次回の議題なんですけれども、先ほどお話しさせていただきましたが、前文と区分：H及び区分：Iの項目が基本的に区民検討会議の案が多いんですけれども、区民検討会議からお示しできる予定です。これが出された時点で3者で意見交換をしまして、その後に検討チームに引き継ぎたいというふうに思います。また、次回の検討連絡会議では、区民検討会議の報告書及び区民アンケートの集計結果の速報版が御提示できる予定です。その概要について御説明させていただいて、意見交換後、その内容につきましても各検討チームに引き継ぎ、素案に反映すべき事項について検討させていただきたいというふうに考えております。

事務局からは以上です。

辻山座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から本日のまとめを。

事務局 本日のまとめなんですけど、まず条例骨子案及びパブリック・コメントについてなんですけど、条例骨子案につきましては、この場で了承いただいたんですが、(2)の部分の用語の定義の部分で資料5の区民等の定義につきましては、資料5の4ページの部分から削除するという事です。あとそのほかで区長等の部分で行政委員会の独立性の問題の整理をどうするかということで議論がありましたので、区の行政機関の役割と責務ですとか区政運営、情報公開、個人情報保護等の部分につきましては、専門部会のほうで案をつくっていただいて、次回以降示していただいて、検討するという事です。また、そのほかの(2)の条例素案の策定に向けての検討事項につきましては、引き続き今後も議論していくという事です。

あと地域懇談会につきましては、事務局の示したとおりで了承ということなんです。

あとパブリック・コメントの案につきましては、先ほどから何回も出ておりますが、「みんなでつくる！新宿区の未来」、サブタイトルが「(仮称)新宿区自治基本条例の制定に向けてご意見をお寄せください」ということで一応了承を得ております。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、次回の予告を。

事務局 次回ですが、7月15日、木曜日、6時半から、場所は同じく第2委員会室で開催させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、本日はこれで閉会といたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 8時36分